

泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会要綱

(趣 旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、国としては、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）を図ることとしている。この要綱は、本市におけるまち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくため、泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(設 置)

第2条 市長の求めに応じ、泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）について、その方向性や具体案について広く関係者から意見を聴取するため、本委員会を置く。

(組 織)

第3条 委員会は、策定通知に基づく住民代表、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業など、別紙の委員で組織する。委員は、市長が委嘱し、または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定が終了するときまでとする。ただし、任期中であっても特別の事情がある場合は委員の職を辞することができるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。